

災害時

災害から

一人でも多くの命を救うために

避難

行動要支援者制度

地域における支援を希望される人を「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難支援者（自治会、民生委員・児童委員、消防・警察等）に対して個人の情報を提供することで、**災害時の安否確認や避難誘導等**に役立てます。

避難行動要支援者名簿に掲載されている人

① 下記のうち、自力または家族等だけでは避難できない人

※施設や病院に入所・入院している人は対象になりません。

- ・高齢者等（75歳以上で構成された世帯）
- ・身体障がいのある人（身体障害者手帳2級以上）
- ・精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ・その他支援がなければ避難に不安がある方（難病患者、小児慢性特定疾病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など）
- ・要介護認定者（要介護3以上）
- ・知的障がいのある人（療育手帳A）

② 地域の人へ個人情報を提供することに同意する人



避難支援者の皆さんへお願い

大規模災害や突発的な災害が発生したら市も全力で対応にあたりますが、過去の災害から、地域にお住まいの人の支援が有効であることが明らかになっています。

地域に避難の支援を求める人がいることを知っていただき、避難支援をお願いします。避難支援は地域の人と協力して、対応してください。

－ 注意事項 －

- まず、自分や家族の安全を確保してください。
- 自身の安全を確保した上で、避難行動要支援者に対する支援を可能な範囲で行ってください。
- 避難支援者になっても、避難行動要支援者に対する支援を行う法的義務はありません。
- 避難支援を必要とする人が市へ届出し、地域の方への個人情報の提供に同意した人の情報を提供しています。

避難支援の方法



① 安否確認

- 要支援者の安否確認をし、必要なときには緊急避難場所へ誘導する。
- 避難が不要な場合でも、要支援者が孤立しないように声をかける。
- 要支援者本人からの申し出があった場合、家族などへの連絡に協力する。

② 避難情報の伝達

- 簡潔でわかりやすい言葉で情報を伝える。
- 耳の不自由な人や高齢者については、大きな声でゆっくりはっきり話す。
- 重要な情報は、可能であれば一軒ずつ住宅を回るなどして確実に伝える。

災害時の情報入手方法

- ・ 浜松市ホッとメール
- ・ 浜松市公式 LINE
- ・ 防災行政無線
- ・ テレビ
- ・ ラジオ
- ・ 浜松市ホームページ

③ 避難誘導

- 事前に複数の避難経路を把握し、安全なルートを確認しながら、緊急避難場所へ誘導する。
 - ※豪雨災害で緊急避難場所への移動が困難な場合、自宅の上階へ避難する「垂直避難」も考慮
 - ※土砂災害で緊急避難場所への移動が困難な場合、危険な場所から最も遠い自宅の部屋への避難も考慮
- 要支援者の特性を理解したうえで支援する。

公式 HP



地域の防災情報（ハザードマップ）は、市ホームページから確認いただけます。

地図上に様々なリスク情報を重ねて表示できますのでご利用ください。



市HP

ハザードマップ

検索

担当課（問い合わせ先）

● 障がい者関係 ... 障害保健福祉課 ☎457-2034

● 要介護認定者など ... 介護保険課 ☎457-2861

● 乳幼児など ... 子育て支援課 ☎457-2792

● 支援対策の全般 ... 危機管理課 ☎457-2537 、 福祉総務課 ☎457-2326

● 高齢者関係 ... 高齢者福祉課 ☎457-2789

● 難病・妊産婦など ... 健康増進課 ☎453-6117